

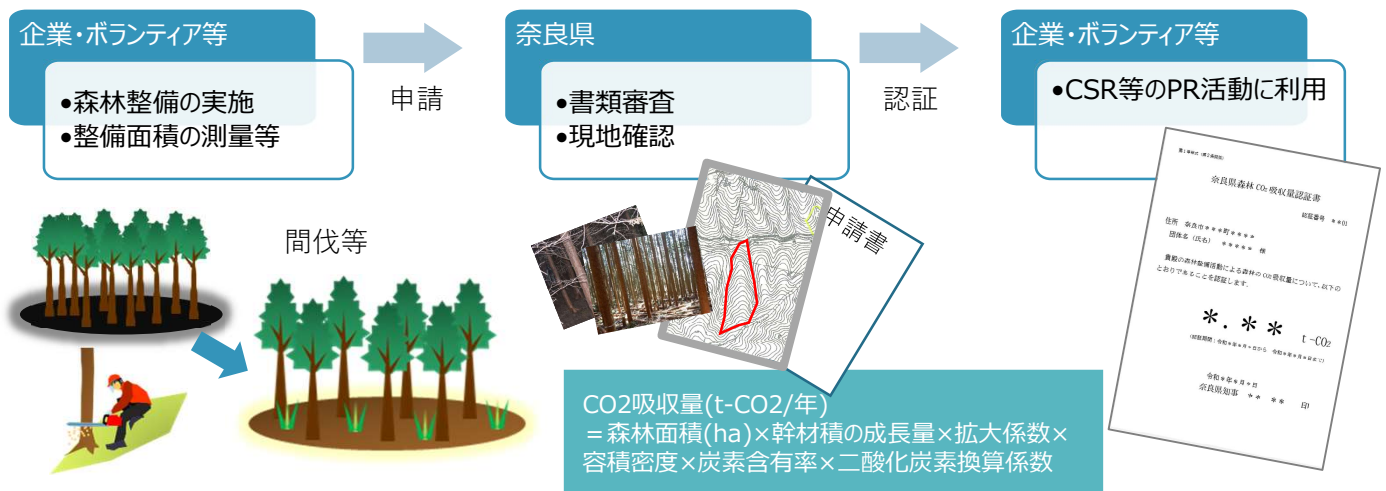
奈良県森林CO₂吸収量 認証制度について

1 認証制度の目的

企業やボランティア・NPO等による森林づくり活動の拡大を図り、地球温暖化防止など森林の多面的機能の持続的発揮を目的として、間伐等の森林整備を行った森林が、1年間に吸収した二酸化炭素の量を認証します。

2 認証の手順

申請内容にもとづき現地検査・審査を行った上、県が認証書を発行します。



3 認証制度のメリット

社会貢献の証として広報活動に広く活用することで、企業や団体のイメージアップにつなげることができます。ただし、認証書は第三者への譲渡又は貸与はできません。

4 認証の対象

対象者 : 森林整備を実施した企業・自治体・ボランティア・NPO等の団体
対象となる森林 : 県内に所在する森林法第2条に規定する森林(箇所あたり0.1ha以上)
対象となる整備内容 : 植栽、下刈・林内整理、除間伐、枝打ちなどの森林整備
(実施要綱 別紙1の基準を満たすもの)